

山 青森県報

号外第十一号

平成十四年二月二十七日(水曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)……………(職員課)…一
- 人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一…(同)…三
- 部を改正する規則……………(同)…三

人事委員会

人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)をここに公布する。

平成十四年二月二十七日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)

(趣旨)

第一条 この規則は、任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号。以下「条例」という。)第五条第三項及び第五項、第七条第一項及び第二項並びに第八条の規定に基づき、任期付研究員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(異動の制限)

第二条 任命権者は、条例第三条の規定により任期を定めて採用された職員(以下

「任期付研究員」という。)を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして人事委員会の承認を得た場合に限り、異動させることができる。

(辞令書の交付)

第三条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

一 任期付研究員を採用する場合

二 任期付研究員の任期を更新する場合

三 任期の満了により任期付研究員が当然に退職する場合

(号給の決定)

第四条 第一号任期付研究員(条例第三条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。)の条例第五条第一項の給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号給

五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号給

2 第二号任期付研究員（条例第三条第二項に規定する第二号任期付研究員をいう。以下同じ。）の条例第五条第二項の給料表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、三号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号給

（任期付研究員業績手当）

第五条 条例第五項の特に顕著な研究業績とは、同条第三項又は第四項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。

第六条 任期付研究員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者については、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の人事委員会規則七十八〇（期末手当及び勤勉手当）第十五条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（裁量勤務の系統等）

第七条 条例第七項の規定による職員の裁量による勤務（以下「裁量勤務」という。）に従事させることができる第一号任期付研究員は、休職者及び停職者を除く第一号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができるものと認められる者に限るものとする。

2 任命権者は、第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第一号任期付研究員の同意を得なければならない。

3 任命権者は、裁量勤務に従事している第一号任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

4 任命権者は、第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会の定めるところにより、当該第一号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

（勤務場所等）

第八条 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務する

ことその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員に
あらかじめその内容を通知しなければならない。

(勤務の状況についての報告)

第九条 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命
権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)

第十条 条例第七条第二項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前八時十五分から
午後五時まで(午後零時から午後零時四十五分までを除く。)の時間帯とする。

第十一条 条例第七条第二項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号。以
下「勤務時間条例」という。)第九条に規定する年末年始の休日
- 三 全日にわたり勤務時間条例第十一条に定める休暇が承認された日
- 四 前三号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があつ
た日

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、任期付研究員の採用等に関し必要な事項は、
人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成十四年二月二十七日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号中「教護」を「児童自立支援専門員」に、「教母」を「児童生活支
援員」に改め、同表第二号中「保健婦(士)」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」

に、「看護婦(士)」を「看護師」に、「准看護婦(士)」を「准看護師」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。